

# AI アクティブラーニング実証事業業務委託 特記仕様書

## 1 業務名 AI アクティブラーニング実証事業業務委託

## 2 業務の目的

中小製造業は深刻な人手不足であり、現場における人材育成も効率化せざるを得ない状況となっている。この対策として生成AIを活用していくことで人材育成も省力化できることに目し、中小製造業でも積極的に生成AIを活用していく必要がある。

そこで、本事業では本市が発出したデジタル変革宣言の趣旨にのっとり、市内中小製造業における従業員の人材育成研修や、技術面におけるスキル向上のため、生成AIを活用することで、人材育成面での環境整備の効率化に繋げるとともに、収益力を向上できる仕組みの実証を行う（収益力が向上することで、人的資本に投資を行うことができるようになり、賃上げにも寄与する）。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 委託内容

受託者は、本事業の趣旨に合致する生成AIを活用した製造業における人材育成の支援方法の実証を実施し、その成果の報告会を実施した上で、レポート等の公表できる成果物の作成も行うものとする。

### (1) 生成AIを活用した人材育成の支援方法の研究実施

ア 人材育成に課題を抱える市内中小製造業（ものづくりを行っている企業）を3社以上選定すること。

イ 選定した企業に対し、生成AIを活用した人材育成の支援方法の検証を実施すること。

ウ 検証に当たり、高等教育機関（大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校））と連携すること。

エ 検証を実施した3社に対して、レポートや電子データの納品を行うこと。

### (2) 成果の報告

ア 業務完了時に委託者に対し公開で報告会を実施すること。

イ 報告会を行う際の必要な準備等を行うこと。

### (3) 成果物の作成

ア 本業務全体のレポートを作成し、市のウェブサイト等で公表できる状態とすること。

イ DX・テレワーク実践会議室で展示するための成果実績パネルを作成すること。

## 5 事業の目標について

本業務は支援方法の実証ではあるが、実際に実証を実施する企業に対し、収益力の向上や賃上げ等のメリットが発生することを意識して業務を履行する必要がある。

## 6 契約関係について

### (1) 実施計画書等の提出

受託者は、以下の実施計画書等を委託者へ提出すること。

ア 事業全体に係る実施計画書

イ 業務実施体制図

※ア及びイは、委託契約締結後、7日以内に委託者に提出すること。

### (2) 事業終了後の報告

ア 本事業実施に関する情報を収集、整理し、分析を行い、報告会を実施の上、レポート及び展示パネルとして公表できる状態の成果物を提出すること。

イ 令和9年2月26日(金)までに、市が別に定める委託業務完了報告書を提出すること。

## 7 支払条件

本事業費の支払に当たっては、事業完了後の完了払とするが、受託者から支払条件についての協議がある場合は、市はこれに応じる。

## 8 その他・注意事項

(1) 本事業の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要がある。

(2) 本事業費には、事業実施に係る全ての費用を含むものとする。

(3) 本市と定期的な打合せを実施するなど、緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。

(4) 本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、市が監査等を受けることとなった場合などには、その協力をする。

(5) 実証を行う企業などから苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。

(6) 防犯、防災その他緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講じるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

(7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

(9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。

(10) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。

(12) 本業務で委託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。

(13) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議、調整の上、支払限度額を超えない範囲で、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

## 9 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。

ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。